

定期巡回・随時対応型訪問介護看護料金表

令和6年6月1日～

光風会みまもりステーション

単位:円

		月額		日額		減算(1回)	
		報酬単位	負担額	日割単位	負担額	減算単位	減算額
基本料金	要介護1	5,446	5,560	179	183	△62	△63
	要介護2	9,720	9,924	320	326	△111	△113
	要介護3	16,140	16,479	531	542	△184	△188
	要介護4	20,417	20,846	672	686	△233	△238
	要介護5	24,692	25,211	812	829	△281	△287

- * 月途中の利用開始や中止の場合、および短期入所系サービスを利用された場合は日額計算になります。
- * 通所系サービスを利用された日は減算になります。
- * 中山間地と定められる地域にお住いの方に、当事業所の通常の事業実施範囲を越えてサービスを提供した場合、基本料金の5%加算されます。

		負担額	算定要件
加算項目	初期加算	日 30	利用開始日以降30日に限り加算
	総合マネジメント体制強化加算(I)	月 1,225	利用者の心身の状況に応じて個別サービス計画を見直し、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に積極的に取り組んでいることを評価する加算
	総合マネジメント体制強化加算(II)	月 816	利用者の心身の状況に応じて個別サービス計画を見直し、地域との連携を強化することで、高品質な介護サービス提供を評価する加算
	認知症専門ケア加算(I)	月 91	利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたし介護を必要とする認知症の利用者が50%以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を基準に沿って配置し、認知症ケアに関する技術的指導等の会議を定期的開催
	口腔連携強化加算	月 51	利用者の口腔の状態を確認し、歯科専門職による適切な口腔管理を実施するための評価を行い、利用者の同意を得たうえで、歯科医療機関や介護支援専門員へ口腔衛生状態や口腔機能に関する情報提供を評価する加算
	サービス提供体制強化加算(I)	月 765	介護福祉士60%以上、又は勤続10年以上介護福祉士25%以上を配置
介護職員等処遇改善加算(I)		介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に24.5%を乗じた額	

- * 上記基本料金及び加算料金は、富山市の地域単価10.21を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- * 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。
- * 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

その他利用料・・・下記については、別途利用者負担となります。

- ◎貸出用の緊急通信端末をご利用になる場合の利用者宅から事業所への通報に係る通話料及び通信(SIMカード)料
- ◎通常のサービス実施区域外の日用品の買い物や受薬等
- ◎通院に伴う、院内の付き添い

訪問看護を利用の場合には、連携先の訪問看護事業所への別途支払いが生じます。